

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十三年八月八日

須藤五郎

参議院議長 重宗雄三殿

音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する質問主意書

入場税に関しては、第五十七回国会昭和四十二年十二月二十三日の衆参両院の本会議で「音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤廃に関する請願」が採択され、また第五十八回国会においては、水田大蔵大臣も、昭和四十三年四月十一日の参議院予算委員会における私の質問に対し「入場税撤廃もふくめて入場税制度全体をもう一ぺん検討しなোস。」と答弁しており、さらに同年六月三日には、政府に入場税撤廃の具体的措置をとるよう要請した同一件名の請願が両院本会議で採択された。

以上の入場税撤廃に関する国会と国民の意思にかんがみて、政府としては、入場税撤廃のための立法化を留意すべきであると思うが、政府はどのような検討を行なっているか。また、入場税撤廃の意思があるか否か。

右質問する。